

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月1日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	高知市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.kochi.kochi.jp/site/mynumber/ppc-notification.html">http://www.city.kochi.kochi.jp/site/mynumber/ppc-notification.html</a>

執行機関名 高知市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高知市福祉医療費助成条例(昭和四十九年条例第六十六号)によるひとり親家庭の女子又は男子と児童の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高知市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年条例第五号)別表第一 第二の項 高知市福祉医療費助成条例(昭和四十九年条例第六十六号)によるひとり親家庭の女子又は男子と児童の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条及び第6条	高知市福祉医療費助成条例(昭和四十九年条例第六十六号)第1条及び第2条
⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</p> <p>第六条 1～4 略 5 この法律において「母子家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。 6 略</p>	<p>第一条 この条例は、子ども、重度心身障害者及びひとり親家庭の女子又は男子と児童に対し、医療費の一部(以下「福祉医療費」という。)を助成し、もって市民保健の向上を図るとともに、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略 (3) ひとり親家庭の女子又は男子と児童とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第六条第一項に規定する女子又は同条第二項に規定する男子及びその者が扶養する児童並びに規則で定める者をいう。 (4)～(7) 略</p>
⑦独自利用事務の関連規範		高知市福祉医療費助成条例(昭和四十九年条例第六十六号) 高知市福祉医療費助成条例施行規則(昭和三十九年七月五日規則第六十九号)